

平成24年度 事業推進概要

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

【事業活動方針】

全国都道府県において暴力団排除条例が制定され、各自治体においては、公共工事、生活保護等からの暴力団排除、また、各事業所や地域においてもかつてない程の暴力団排除機運が高まり暴力団等反社会的勢力の弱体化が期待されていますが、暴力団等の犯罪組織は、偽装破門、共生者の利用等により活動を潜在化させるとともに、内部統制の徹底等により組織の延命を図っています。公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターは、府民、事業所の皆さんと協力して、暴力団等反社会的勢力の社会からの排除、弱体化に取り組んできました。

しかし、府民のみなさまが期待している安全で住みよい社会の実現には、未だ至っておりません。暴力団等反社会的勢力は、条例施行後も関連事業所の社名等を変え、役員を変更するなど組織を隠蔽して生き残りをかけながらも、本来の暴力性は失わず、国民の恐怖となっています。このような、現状を厳しく受け止め関係機関、団体等の連携強化を図り、不当要求防止責任者講習、暴力相談等の充実に努め事業活動である広報、支援活動等各機能を十分に発揮し、府民の皆様からの信頼が高まる公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターになるよう平成24年度の事業活動を進めてまいりました。

平成24年度「事業報告」及び「収支決算」について

事業報告

1 広報啓発活動

(1) 広報資料等の作成配布

「京都府民だより」に登載

犯罪被害者支援リーフレット等に登載

「暴追センター会報」の作成 (1,000部)

パンフレット・ビデオ・暴排グッズの作成配布・貸出

京都駅前電光ニュース放映掲示板に暴力排除広報

地下鉄京都駅デジタルサイネージを利用した「京都府民大会」の電照
広告

本年3月、全面オープンした京都駅地下（通称コトチカ）広場設置の
電照広報を利用した暴力団等反社会的勢力排除を目的としたデジタルサ
イネージ利用の広報

京都市営地下鉄に電照看板の設置（3ヶ所 1年契約）

「京都駅・丸太町駅・北大路駅」

マスコミ媒体を活用した新聞掲載等

- ・ 産経新聞「近畿の警察官表彰」記事に伴う暴力追放広報

暴力団排除条例施行に伴い、冊子「暴力団の介入を防止するため

（暴力排除条項活用のおすすめ）」の配布 (300部)

暴力団追放3ない運動カード作成配布 (10,000部)

各事業所に「暴力追放看板」配分 (5台)

責任者講習受講者用配付資料（パンフレット等）

- ・ 不当要求防止責任者教本 (650部)
- ・ 公務員対象冊子「行政対象暴力の現状と対策」 (1,000部)
- ・ 企業対象冊子「企業対象暴力の現状と対策」 (1,500部)
- ・ 一般対象冊子「暴力団情勢と対策」 (1,500部)
- ・ 共通一般パンフレット「民暴相談のしおり」 (1,500部)

ビデオテープ等

- ・ 決別への道 DVD 1巻
- ・ 不当要求の手口と対応 第8弾「あなたならどうする？」

- | | | |
|--------------------------|-----|-----------|
| | DVD | 2巻 |
| ・ 解説！暴排条例 | DVD | 1巻 |
| ポスターの作成配布 | | |
| ・ 暴追標語入2013年カレンダー | | (550部) |
| ・ 広報用ポスター及びチラシ作成配布 | | (各1,000部) |
| 広報用「暴排条例キャンペーン」の「お香」の配布 | | (1,000個) |
| 広報用「暴排ノベルティ」の「お香」の配布 | | (1,000個) |
| その他 | | |
| ・ 賛助会員之証(プレート) | | (300部) |
| ・ 不当要求防止責任者選任事業所門標(プレート) | | (1,000部) |
- (2) 行政機関、団体等の発行する広報誌紙等への掲載依頼
京都府発行の「府民だより」・各市町村発行の広報紙、犯罪被害者支援リーフレット等への機関誌などの機会を捉えて、「府民大会の開催」「よろず相談(舞鶴)」など事業内容の掲載を依頼し、センター事業の普及宣伝に努めた。
- (3) 暴排資料の配布等
京都府・京都市暴排条例施行に伴い、暴排ビデオ・のぼりの貸出しやパンフレット・チラシ・暴排グッズ(ウェットティッシュ等)を地域・職域研修会及び各種会合等において、配布するなど広報啓発活動に努めた。
- (4) 「みんなの力で暴力・違法銃器追放」京都府民大会の開催
10月19日、「京都テルサホール」において、府内の市町村・各暴力追放対策協議会メンバー・企業及び暴力団排除活動に熱意のある一般市民等約850名の参加を得て、第1部の式典「表彰・大会宣言等」と第2部の犯罪被害者遺族による「事件から続く家族の苦しみ」の講演を催した。
- (6) 各地域・職域「暴力追放大会」等への参加と支援活動
地域・職域及び自治体の暴追大会、総会、研修会等には専務理事、事務局次長が可能な限り積極的に参加し、京都府警察本部組織犯罪対策第二課と連携のもと暴力排除講演・資料の提供等の支援を行うとともに暴排意識の高揚に努めた。
- (7) 主要な行事等参加支援状況
- | | |
|---------------------|------|
| 第35回京都地区企業防衛対策協議会総会 | (4月) |
| 北地区暴力対策協議会総会 | (4月) |
| 京都地区企業防衛対策協議会総会 | (4月) |
| 京都府建設業協会総会 | (5月) |
| 亀岡市暴力追放対策部会 | (5月) |

京都府犯罪被害者支援協議会通常総会	(6月)
下鴨暴力追放協議会総会	(6月)
京都府銀行警察連絡協議会総会	(6月)
第3 4回少年を明るく育てる京都大会	(7月)
京都府銀行警察連絡協議会	(7月)
南丹・船井暴力追放推進協議会	(7月)
舞鶴市暴力追放推進協議会	(7月)
京都地区ホテル業暴力排除対策協議会	(7月)
京都府自動車販売店暴力対策協議会総会	(8月)
京都府生命保険警察連絡協議会	(8月)
京都府証券警察連絡協議会総会	(9月)
京都府建設業暴力追放協議会	(9月)
京都府銀行警察連絡協議会	(1月)
京都府行政書士会暴力排除対策協議会	(1月)
不動産取引暴力団等排除連絡協議会設立総会	(3月)
京都府旅館ホテル暴力追放運動推進協議会設立総会	(3月)

2 組織活動の支援

(1) 大会、総会、研修会等を通じた支援

全国暴力追放運動中央大会(1 1月)に参加した他、地域・職域暴排組織が開催する各種暴排協議会等に専務理事・事務局次席が積極的に参加し暴排講演・配布資料提供等の支援を行った。

また、各業界に対して「暴力団の介入を防止するため(暴排条項)」の冊子、行政対象暴力に関するアンケート調査の冊子を組織支援活動の一環として関係各社に配布した。

(2) 不当要求防止責任者に対する支援

新しく選任された不当要求防止責任者講習については、対応要領等を身につける絶好の機会であることから、受講者と関連があり理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った他、実際に取り扱う個々の事案について個別に質問が寄せられた場合には、その都度具体的な指導と支援を行った。

(3) 京都府暴力追放功労表彰(1 0月1 9日京都テルサホール於)

京都府暴力追放功労表彰

「みんなの力で暴力・違法銃器追放京都府民大会」において、地域、

職域で、暴排活動を積極的に推進し、多大な功労があった。

ア 団体

京都府警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会

イ 個人

- ・ 西京暴力追放推進協議会 会長 菊池 潤治 氏
- ・ 民暴委員会 委員長 和田 敦史 氏

に、京都府暴力追放運動推進センター会長（京都府知事）からの表彰状が授与された。

近畿ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会表彰

近畿地区において特に功労があり、その活動の模範となる団体及び個人に贈られる表彰であり、

ア 団体

京都府行政書士会暴力排除対策協議会

イ 個人

三好 道弘 氏（東山地区暴力犯対策協議会 会長）

に近畿管区警察局長と近畿ブロック暴力追放運動推進センター会長である大阪府知事の連名表彰状が授与された。

全国暴力追放功労表彰

「24年度全国暴力追放運動中央大会」において、多年にわたって暴排活動に尽力し、暴力団等にかかる犯罪等の防止に功労のあった

団体

川端暴力犯対策協議会

に警察庁長官と全国暴力追放運動推進センター会長連名による表彰状が授与された。

(4) 賛助会員等に対する反社会的勢力からの被害防止セミナーの開催

賛助会員等対象に、平成24年8月7日「京都東急ホテル」において開催し、「反社会的勢力対策」「暴力団等の情勢」をメインテーマに京都弁護士・京都府警察組織犯罪対策第二課長・当センター事務局長による講演を行い、書籍「暴力団排除と企業対応の実務」等配布した。

3 相談活動

(1) 相談所の開設

常設相談所

センター事務所において、土・日・祝日を除く毎日、暴力相談を開設

(午前9時～午後4時まで)している。

京都府下舞鶴市役所市民相談課主催の「困りごと相談所」を年2回開催しており、舞鶴警察署員の応援を得て当センター相談員を派遣し

平成24年5月22日 舞鶴市西総合会館

平成24年5月23日 舞鶴市東公民館

平成24年11月20日 舞鶴市西総合会館

平成24年11月21日 舞鶴市東公民館

において「暴力相談所」設けて対応した。

(2) 相談活動状況

	相談受理状況 617件(前年同期対比 +109件)	
相談方法	電話	343件 (+50)
	面接	260件 (+84)
	インターネット等	14件 (-25)
対象別件数	暴力団員	18件 (-24)
	右翼標榜者	8件 (-6)
	不明	591件 (+139)
相談内容	暴力的不当要求行為	9件 約1.5%
	刑法等の罪に関するもの	10件 約1.6%
	暴力団事務所関係	0件 約0%
	離脱・加入強要等	3件 約0.5%
	その他	595件 約96.4%

(3) 相談活動等に対する広報

京都府・各市町村等発行の広報誌紙及びセンター発行の暴力相談チラシ(3種)を配布し広報に努めた。

4 少年対策事業

(1) 支援活動

7月1日、円山公園で開催の「第34回少年を明るく育てる京都大会」主催（京都府少年補導連絡協議会）に協賛支援した。

(2) 少年補導員研修会

平成24年4月23日、京都タワーホテルにおいて少年補導員60名を対象に暴力団排除と少年の暴力団への加入阻止について講演・挨拶を行った。

5 救済事業

(1) 見舞金等支給状況

種別	件数	内容
離脱・就労支援金の支給	1件	元暴力団員であった49才男性は、刑務所出所後行き先もなく、持ち金もなく放浪の身で当センターに助けを求めてきた。同人は再就職の意思があることから全国センターを通じ受け入れ先を模索するとともに就職に要する経費4万円を支援したものの。
ゴールデン 武士賞の表彰	1件	自治会連合会会長として各種地域活動を展開中、社交飲食店店長より「用心棒の役務の提供を受ける」ことを対象に、暴力団に現金を供与し、条例に違反していることの相談を受け、同店長を説得して警察に出頭させ、縁切りをさせ事件検挙に貢献した。

(2) 見舞金等支給状況

暴力被害者救済基金への支援

藤武事件などの訴訟支援を受けた「暴力団被害者救済基金」へ10万円を支援した。

6 研修活動等

(1) 暴力追放相談員研修会

平成24年7月18日、TKP東京駅ビジネスセンター1号館において

全国暴力追放運動推進センターが主催する「暴力追放相談委員研修会」に参加した。

(2) 近畿ブロック暴力追放推進センター連絡協議会等

9月27日、に近畿管区警察局において連絡協議会の開催に参加し意見交換等研修を行った。

11月13日、近畿管区警察局において、暴対法一部改正に伴う事務所使用差止請求代理訴訟管区別研修会に参加した。

(3) 他府県暴力追放大会等への参加

近畿府県実施の暴力追放大会

- ・ 大阪府 11月16日 第21回暴力追放府民大会
(大阪国際文化交流センター於)
- ・ 兵庫県 11月14日 第21回暴力追放兵庫県民大会
(神戸文化ホール於)

全国暴力追放大会等

- ・ 東京都 10月12日 全国暴力追放運動推進センター設立20周年式典(明治記念会館)
- ・ 東京都 11月27日 平成24年度全国暴力追放運動中央大会(明治記念会館)
- ・ 茨城県 6月29日 平成24年暴力追放茨城県民大会(つくば国際会議場大ホール)
- ・ 熊本県 11月 2日 第24回熊本県暴力追放県民大会(ホテル日航熊本)

民事介入暴力対策大会

- ・ 6月29日 第76回民事介入暴力対策茨城大会(つくば国際会議場大ホール)
- ・ 11月2日 第77回民事介入暴力対策熊本大会(ホテル日航熊本)

(4) 全国専務理事等研修会

2月19日、TKP東京駅ビジネスセンター1号館において全国暴追センターが主催する「第24年度全国暴追センター専務理事等研修会」に参加し、研修テーマについて意見発表を行った。

7 受託事業

平成23年度4月1日「京都府暴力団排除条例」施行に伴い、関連がある理解しやすい事例を選び、ビデオ・ロールプレイング式講習を行った。

(1) 実施回数

	平成24年度	平成23年度	前年同期対比
実施回数	58回	78回	-20回
受講人員	4,274人	5,670人	-1,396人

(2) 講習種別と実施回数等

種 別	回数 (前年同期対比)	受講人員 (前年同期対比)
選任時講習	43回(-14)	3,398人 (-1,173)
定期講習	15回 (-6)	876人 (-223)
臨時講習	0回 (±0)	0人 (±0)
計	58回(-20)	4,274人 (-1,396)
センター 発足後	898回	52,162人

(3) 職業別受講人員

公務員	交通運輸	金融業等	その他	計
325人 (-525)	325人 (+222)	118人 (-64)	3,506人 (-1,029)	4,274人 (-1,396)

凡例 () は、前年対比

その他は、建設業等(建設・土木・電気業等)、小売業、飲食業、行政書士、ホテル旅館 等

(4) 使用教材等

不当要求防止責任者教本(実務編・法令編・対応編)

講習用資料パンフレット等

- ・ 民暴相談しおり
- ・ 行政対象暴力の現状と対策
- ・ 暴力団情勢と対策
- ・ 企業対象暴力の現状と対策

暴排ビデオ等の効果的活用

「シャットアウト」、「不当要求の手口と対応(あなたならどうする?)」

「断絶」

受講修了書等の交付(配布)

- ・ 受講修了書(選任時講習受講修了書・定期講習受講修了書)
- ・ 「不当要求防止責任者選任事業所」プレート

8 その他

- (1) 京都府警察・京都弁護士会・京都府暴力追放運動推進センターの各関係者が、暴力団等からの不当な行為による被害を受け、またはおそれのある者からの相談等を受けた場合等において、三者間の適切な連携を図るため「民事介入暴力事案等に対する連携についての協定(三者協定)」を平成23年12月に締結、平成24年6月1日京都弁護士会館において三者協定研修会を開催した。
- (2) 公益法人制度改革に伴う関連3法(平成20年12月1日施行)に基づき当暴追センターは、平成22年12月24日、公益財団法人京都府暴力追放運動推進センターとしてスタートし、これに伴い当センターの掲示看板等の整備した。
- (3) 暴力団排除対策を推進する中、平成24年10月30日・平成25年1月30日「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の一部改正が行われ、「暴追センターによる組事務所使用差止請求制度」(代理訴訟)の新設がなれたことから、公安委員会から適格団体としての認定を

受けるべく当センターは、一定の要件を備えるべく申請作業を進めており、平成25年3月8日臨時評議員会・平成25年4月4日書面決議により定款等の変更、さらには体制の強化等を図り認定申請作業を進めている。